

## 教育委員会会議録要旨（令和5年第18回）

定例会	日 時	令和5年9月26日（火） 午後1時30分										
	場 所	明石市役所分庁舎 4階教育委員会室										
出席者	委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">北 條 英 幸</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">教 育 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋 幸 男</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">柏 木 輝 恵</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川 本 まり子</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋 本 彰 則</td> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> </table>	北 條 英 幸	教 育 長	橋 幸 男	委 員	柏 木 輝 恵	委 員	川 本 まり子	委 員	橋 本 彰 則	委 員
	北 條 英 幸	教 育 長										
橋 幸 男	委 員											
柏 木 輝 恵	委 員											
川 本 まり子	委 員											
橋 本 彰 則	委 員											
事 務 局	<p>長田局長  田辺室長  北迫次長（指導担当）  新田次長（給食担当）  中田次長（明石商業高校福祉科準備担当）兼明石商業高校福祉科準備担当課長  西山総務担当課長  谷田青少年教育担当課長  小島学校教育課長  岡部こども育成室運営担当課長  今村こども育成室施設担当課長  三ノ浦総務担当企画総務担当係長</p>											

○議案

議案第 28 号 明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定のこと

○報告事項

1. 令和 5 年度 子どもに伝えたい「本」感動大賞について
2. スマートスクールアプリ「お便り機能」の運用開始について

開催

(北條教育長)

それでは、ただいまから、令和 5 年第 18 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、橋委員をお願いします。

前回の審議事項は、議案第 26 号「明石市立小学校の通学区域の一部を変更のこと」、議案第 27 号「令和 5 年度教育に関する事務等の点検及び評価報告書作成のこと」について審議し、原案のとおり可決されています。ご確認ください。

それでは、本日の審議を始めます。

まず、議案第 28 号「明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定のこと」について、説明をお願いします。

(岡部課長)

私から議案第 28 号「明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定のこと」につきまして、教育委員会議案書に基づいてご説明させていただきます。

明石市立幼稚園園則の一部を改正する規則の改正文をご覧ください。表中の右側の現行の規定につきまして、3 行目下線部の第 3 条第 11 項の規定が、表左側の改正により、下線部第 3 条第 10 項と改正になっております。この改正は、引用する法律の改正に伴う規定の整備により、規則の一部を改定しようとするものになります。この引用する法律の改正でございますが、右肩に参考と記載しています資料をご覧ください。

令和5年6月16日に公布されました「地域の自主性および自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第3条に下線で記載しておりますが、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が一部改正されました。内容としましては、2行下の下線部になりますが、次のページに、今回の改正内容の詳細を記載させていただいております。

今回の引用する法律の改正は、中核市の長が認定こども園の認定または認可をしようとするときは、都道府県知事への事前協議が必要とされ、また、認定または認可後に改めて申請書の写し等の書類を送付するという手続きの重複が生じていたところ、認定また認可に係る手続きの効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議を事前通知に見直し、申請書の写し等の書類の送付に係る規定を削除するものになります。そのため、ページ中ほどの第7項が改正され、第10項が削除となることで、第11項が第10項に、第12項が第11項に項ずれとなることに伴い、本法律を引用している明石市立幼稚園園則も改正しようとするものになります。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(北條教育長)

はい、ありがとうございました。引用する法律の改正に伴う項ずれということで説明がありました。何かご質問などはありますでしょうか。議案第28号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(北條教育長)

議案第28号を承認いたします。それでは報告事項に移りたいと思います。まず、報告事項1.「令和5年度子どもに伝えたい「本」感動大賞」について、お願いします。

(谷田課長)

私からは、「令和5年度子どもに伝えたい「本」感動大賞」について、報告させていただきます。

明石市では、いつでも、どこでも、誰でも、手を伸ばせば本に届く、本のまち明石を目指し、様々な取り組みを進めております。その一環としまして、「本」感動大賞につきましても、平成25年度より開催しており、今年度第11回目を迎えます。本年度も多くの方々に応募をいただいております。

資料の1、応募状況をご覧ください。「本の帯」につきましては、過去最多の3,738作品の応募がございました。小学生がおよそ2,600作品、中学生がおよそ1,000作品、高校生がおよそ100作品となっております。

また、就学前の幼児が、読んでもらったり、自分で読んで感じたことを表現した「一枚の絵」につきましては、市内53の保育園・幼稚園から1,724作品の応募をいただきました。応募総数は、昨年を少し下回っておりますが、それでも過去2番目の5,462作品の応募がございました。現在、各学校園の代表作品の選出を行っているところでございます。

資料の2、表彰式をご覧ください。令和5年12月9日に、パピオスあかしにございますあかし市民ひろばで表彰式を開催いたします。

今年度より、「一枚の絵」「本の帯」それぞれにつきまして、感動大賞1点と優秀賞数点を選出し、表彰式で表彰いたします。合わせまして、「本の帯」受賞者の方には、題材となりました本や製作の経緯など、作品の紹介をしていただきます。

次に資料の3、作品の展示等をご覧ください。受賞作品並びに代表作品につきましては、表彰式で展示する他、市立図書館におきまして

も、明石、西部それぞれで展示を行います。また、生徒が学校で使用しておりますタブレットからも、作品と書籍データが閲覧できるようにいたします。さらに、学校図書館におきまして、受賞作品の複製を展示するとともに、実際の書籍についても展示並びに貸し出しを行います。

本事業を通じまして、子どもが本に親しみ、想像力や表現力を育むとともに、読書の楽しさを感じる機会となるよう、しっかりと事業を実施してまいります。

(北條教育長) 「本」感動大賞につきまして説明を受けました。何かご質問などがございますか。

(橋委員) ずいぶんたくさんの応募数であると思うのですが、これを審査されるのは、どんな過程でどのような手順で行われるのか、あるいはどなたが審査に当たられるのか、そのあたり簡単で結構ですので教えていただけますでしょうか。

(谷田課長) 審査ですが、まずは本市職員、2名の学校司書、そして指導主事が概ねの審査をいたします。その後に学校図書代表校長、この度は外部の出版社の方、そして園長先生が審査にあたらせていただきます。その中で、優秀賞と代表作を決めてまいる手順になってございます。

(橋委員) わかりました。

(柏木委員) 「一枚目の絵」の方は応募数が少なくなっていますが、「本の帯」の方はコロナ禍を除くと応募数が増えていっているという状況で、何か方法や、応募数を増やしていくための工夫を教育委員会としてされていらっしゃるのか、それとも自然と増えていっている状況なのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

(谷田課長) まず、応募のお知らせにつきましては、1学期末の段階で、各学校

長、それから園長の集まりの中で応募のお願いをしています。それ以外にも、小学校・中学校に関しましては、学校司書が勤務しておりますので、図書室に掲示その他を行い、生徒の皆さんに、本を読んだら応募をしてくださいという話をできる限りしてもらっている状況でございます。

(柏木委員)           ありがとうございます。要因として考えられることは何かありますか。

(谷田課長)           はい、この度 11 回目を迎え、年々増加している「本の帯」の募集ですけれども、以前は小学校低学年から中学年の課題となっていたところが、小学一年生の頃からこの課題が出ているという子どもが増えてまいりまして、その子どもたちの年齢が上がっていき中学生になっても継続してくれている、本を読み続けてくれているという状況が、全体の増加に繋がっていると判断しております。

(川本委員)           逆に、就学前の作品の申し込み人数が少し減っていますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(谷田課長)           はい。「一枚の絵」の応募数については、残念ながら少し減ってしまいました。やはりコロナ禍において実施出来る取り組みということで、できる内容が減ってきたという報告がございました。昨年まで応募いただいていた園の方からも、今年はなかなかみんなで取り組んでいない、ヘルパンギーナ等の流行もあって、登園できない園児もおり、絵が描けなかったという話も伺っています。しかし、参加してくださる園の数は増えており、来年度以降は応募数も増えてくるものと期待しております。

(川本委員)           「本の帯」に応募した高校生が 100 人ということですがけれども、これは明石商業高校の生徒さんだけではないですよ。どれぐらいの割

合が、他の県立高校からの応募なのでしょうか。

(谷田課長)

明石にゆかりのある生徒でしたら皆さん応募していただけるという  
ことで、明石商業高校に限ったものではございません。市内にある  
県立の6高校からも平均的な数で応募いただいておりますが、この取  
組をすすめている学校については一部増えている学校もございます。

(北條教育長)

「本」感動大賞について、報告を受けたということによりまして、お願  
いします。

次に報告事項2. 「スマートスクールアプリ「お便り機能」の運用  
開始」について、説明をお願いします。

(小島課長)

報告事項の2「スマートスクールアプリ「お便り機能」の運用開始」  
について、説明させていただきます。

1 趣旨・目的です。例えば、児童生徒が手紙をランドセル・カバン  
や学校の机の奥に突っ込んでしまうことがあります。また、朝になっ  
て保護者に急に手紙を出すといったこともよく聞かれます。そういう  
ことを繰り返しながら成長していくという側面もありますが、やはり  
学校の情報を確実に保護者に伝えることが目的でございます。また、  
用紙の価格も高騰しておりまして、ペーパーレス化という観点からも  
進めてまいります。

2 「お便り機能」の概要について、でございます。保護者のスマー  
トスクールアプリ（保護者連絡帳）を使い、今回の機能を新しく付与  
しました。すでに備わっている機能を活用したもので、あらたな予算  
はかかっておりません。

3 配信対象となるお便りについて、でございます。配信対象とする  
お便りは、当面の間、資料記載の①～③の条件を満たすものとします。  
これは情報の受け手である保護者の方々に過度な情報提供をするこ

とで、大切な情報が埋もれてしまうことを避けるためです。ただし、今後運用状況や校長会との協議で検討をしていく予定です。

4 開始時期について、でございます。運用の準備が整い次第、可能な限り早期の運用開始とします。9月中を目途にしており、今週で9月は終わりますので、既に開始している学校もでございます。

5 その他です。(1)「配信者」は表にまとめております。配信対象が全校生の場合は「〇〇学校」、学年の場合は「〇〇学校◇学年」、学級の場合は「〇〇学校◇年□組」と統一するようにしています。(2)「件名」については、保護者が一目でわかりやすいように配慮します。強調文字等はできるだけ使用しないようにということで考えております。(3) 保護者連絡帳への登録がない家庭につきましては、これまでどおり紙面にて配付をします。

(北條教育長)

このスマートスクールアプリ自体について、少し説明していただけますか。

(小島課長)

こちらのスマートスクールアプリは、コロナ禍におきまして、学校に出欠を連絡するために、保護者の方にスマートフォン等に入れていただきました。また、水泳の授業におきまして、以前でしたら参加・不参加を紙にチェックをする形で学校に提出していたものを、アプリを使って、学校に連絡することができるものでございます。今回、このアプリの中のお便り機能というものを使いまして、手紙についても配信できるようになるというものでございます。

(北條教育長)

何かご質問等ございましたらお願いします。

(柏木委員)

こちらは校務支援システムと連動しているものなのでしょうか。

(小島課長)

本課に保護者がおりますので、昨日実際に見せてもらいました。入るのは校務支援システムからですので、連動しているものでございま

す。校務支援システムというのは、市内の小学校、中学校、特別支援学校に入っておりますシステムで、その機能の一つである連絡機能というものを使いまして、手紙の配信をするということでございます。

(川本委員) やはり利用していない方も一定数いらっしゃると思うのですけれども、それはネット環境に不安を持っていらっしゃる方とか、そういうことなののでしょうか。

(小島課長) ネット環境がないという理由はあまり聞かないのですが、紙のものが欲しいという保護者の方はおられます。紙で配られたものを、ご家庭のどこかに貼っておきたい、紙の方が、字が大きく見やすいという方がいらっしゃいます。

(川本委員) 良い方法だと思うのですが、手紙だったら、学校で配布された時に、子ども自身も少し見てから親に渡すみたいな流れなので、何が配られているかというのが分かるのですけれども、直接、親に配信することで、子どもの興味関心が薄れるということはないですか。

(小島課長) これをきっかけに、ご家庭でも、親御さんから子どもに、このような内容のものが配信されているよということを話して貰いたいと思います。また、学校便りや学年便り等は、教室にも貼っております。担任の先生が意識して、保護者に向けてこういったものを配信しているという話しを子どもたちにすることも必要だと思います。

(柏木委員) 私は、実験的に先行して配信していただいている対象になっているのですけれども、既に送っていただいている状況の中で、どれぐらい既読されているのかみたいなことは把握されていらっしゃいますか。学校の方で誰が既読になっているのかといったことが把握できる状況なのかどうか教えてください。

(小島課長) おっしゃる通り、野々池中校区で先行実施をいたしました。最初に

送ったときには、既読率が少なかったということを知っています。先ほどもお話ししましたが、情報をたくさん送りますと逆に見なくなってしまうということで、今回も送るものを精選してということで、既読率はどんどん上がってきているというふうに聞いております。

それでも、なかなか見ていただけないというご家庭もあるようですので、その場合は学校の方から、実際は学級担任になると思いますが、個別に声をかけていただくということも必要であると思います。

(北條教育長)

これは既読かどうかわかるのですか。

(小島課長)

はい、わかります。

(柏木委員)

おっしゃる通り、数がたくさん来ると、紙でも同じですけども、そこまで丁寧に目を通すことが、やっぱり保護者として難しいというところでもありまして、恐らく先生方のご意向というところでもあると思うのですけれども、数としては多いのかなと思います。

保護者として感じるのは、学級通信というようなものは、先生によって枚数の多い、少ないがあるところで、これを機に、本当に必要なものなのかどうかを改めて先生方の方でも見直していただいて、業務が一つ減ることによって負担が減り、他の業務に力を入れることができるということなのであれば、既読されているかどうかも見ることができるということでしたので、どれも本当に必要なかどうかといった見直しにも活用していただけると良いのではないかなと思います。

(川本委員)

配信するのはどなたが配信されるのですか。

(小島課長)

配信は、学校から出す手紙ですので、基本的には学校長が配信することになると思いますが、業務の関係上、例えば管理職の教頭が代行するということになると思います。教員各自ですてしまうと混乱してしまいますので、学校長の承認というのは必要になってきます。

(柏木委員)

今後、機能の改善を進めていただけるようであればというところでいいのですけれども、複数の子どもがいる家庭の場合、どの学校からの手紙も一覧で上がってくる形になるので、子どもの学年であったりとか、学校ごとだったりとかでフォルダー分けできるような機能があれば、より見やすくなると思います。

学校によっては、学校名が入らず、〇年といったタイトルで上がってくるので、これはどの学校なのかなというところがファイルを開かないとわからないみたいなこともあります。見たい情報が見える、検索機能などもついていくと、さらに活用しやすくなっていくのではないかなと感じています。

(小島課長)

この機能を導入するにあたりまして、受け手である保護者の方のことを考えることが大事だというふうに話し合っております。何でもかんでも送っていいものではありませんので、今いただいたご意見等も担当の方に伝えまして、今後検討できるようにしていきたいと思えます。

(橘委員)

数が多くなってきた場合に、保護者としては、重要なものなのか、それとも伝えたいというぐらいで送られてきているものなのかという区別がつかなくなってしまうように思います。非常に重要なものについては、重要だという表記のようなものがあるのでしょうか。極端な言い方をすれば、最重要なもの以外は送らない方がいいと思います。たくさん送りはじめると、重要度という点で、受け取りかたが様々になってしまい支障が出てくるのではないのでしょうか。その辺りはいかがですか。

(小島課長)

おっしゃる通りでございます。やはり、何でもかんでも送りますと、受け取り側の保護者の方が混乱します。今のところ、学校便り、学年

便り、そして学校から送る重要なものを送るというふうにしておりますので、例えば学校にきたチラシ等は入れない形にしております。今後検討になるかと思いますが、例えば本当に大事なものにつきましては、表題に「重要」や「必ずご覧ください」といったものを付ける必要が出てくることもあるとは思いますが、まずは、必要なものを選びながら検討していくということで考えていきたいと思っております。

(橘委員)                    もう一つ、一体どれぐらいの数が送られてくるという想定はされているのでしょうか。

(小島課長)                今のところ学校から出す学校便り、学年便りです。学級便りに関しましては、担任が作成しますので、これに載せるかどうかというのは検討になると思っております。

さらに、教育委員会から、また学校から、例えば学期末になりますと懇談の案内など必ず保護者の方に見ていただきたいものがあります。なお、外部からのチラシというのは、特段の理由がない限りここには入れないという話になっています。

ここにも書いておりますが、学校に関係するもの、そして本当に伝えなければならないものということで考えております。

(柏木委員)                参考までに、9月の時点で、9月1日から今日までで9通届いています。そのぐらいの感じですね。

小学校と中学校に子どもがいるので、それぞれからの学校のお便りと、学年のお便りと、クラスのお便りが届いているという感じで、本当に返信が必要なものなどは「すぐメール」でも連絡をいただきますし、子どもに伝えていただいて、連絡帳に書いてもらうなど、要確認のものについてはそういった形で伝えていただいています。

(川本委員)                以前は、学級経営に必要だということで、学級通信をもの凄く熱心

に出される先生もいたと思うのですけれども、そういうものはなくなっているのでしょうか。

(小島課長)

学級通信につきましては、担任が個人で書くものであり、私も教諭のときには書いておりました。言い方は悪いですが、自己満足という部分もありますし、記録ですね。私は主に記録として書いておりましたので、なくなるということはないと思います。出される先生は出されますし、保護者の方にお伝えしたいこともあります。しかし、載せるかどうかということについては検討が必要です。例えば、先ほどペーパーレスと言いましたが、紙で配るということになるかもしれません。しかし、なくなるということはないと思います。

(川本委員)

その用紙代は個人負担とかそういうことですよ。

(小島課長)

例えば毎日出すというようなことでしたら考えなければいけません。今の教員を見ていると、よく出して週1回ぐらいかなと思います。用紙を浪費するような状況というよりは、やはり学校の自分の学級経営に必要なものということで経費として考えられると思います。

(北條教育長)

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第18回定例会を終了いたします。

(14:00 閉会)